知的障害者旅客運賃割引基準

平成 17 年 7 月 1 日
首鉄運営 17 第 25 号

改正　平成27年3月25日首鉄運営26第293号　平成28年2月1日首鉄運営27第237号
2019年９月13日首鉄運旅2019第84号　2022年2月3日首鉄運旅2021第104号
2026年９月28日首鉄運旅2026第41号

（適用範囲）
第１条　この基準は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、首都圏新都市鉄道株式会社（以下これを「当社線」という。）の経営する鉄道、並びに連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

（知的障害者）
第２条　この基準において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。
（注１）療育手帳の様式は、次の各号のとおりである。
（１）事務次官通知により示された様式

（１ページ）

写真(縦４㎝瓢横３㎝で脱帽して上半身を第号写したもの)

第　　号

平成　年　月　日交付

氏　　名

明治
大正
昭和 年　月　日生
平成

○県（市）
印

―(1)―

（表紙）

療　育　手　帳

OO 県　（市）

(大きさは、日本工業規格 B 列 7 番とする)

(17 ページ)

5 この手帳の判定欄の「A」「B」　の記号は、障害の性住所別程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手綬を提示するとともに、乗車中も必ずこの手帳をお持ち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又氏名続柄職業電話は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

—(17)—

(2 ページ)

本　　人

住　　所

性別

男、女

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額

第一種、第二種知的障害者

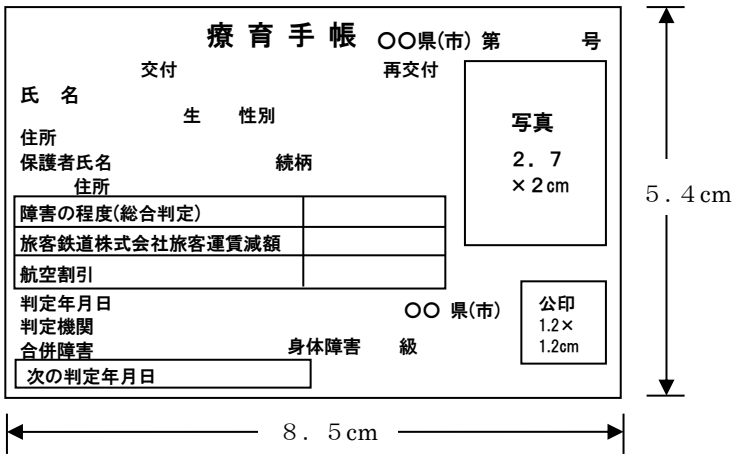
保護者

氏名　　続柄　　職業　　電話

住所

—(2)—

（2）「カード型療育手帳の仕様について」(平成 27 年 11 月 18 日厚生労働省社会・援護局　傷害保健福祉部企画事務連絡)により示された様式



（注２）「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和４年１月 18 日国鉄事第 602 号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第７条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第 10 条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注１に掲げる様式による療育手帳に代わるものとすることができる。

２　前項の知的障害者を、次に掲げる第１種知的障害者及び第２種知的障害者に区分する。

（１）「第１種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア　知能指数がおおむね３５以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ　肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね５０以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

（２）「第２種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

３　第１種知的障害者及び第２種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（介護者）

第３条　知的障害者が、第１種知的障害者及び定期乗車券を使用する１２才未満の第２種知的障害者であるときは、知的障害者１人に対して、１人の介護者をつけることができる。

２　前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券等の種類・乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券等と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券の種類）

第４条　知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券等の種類は、次のとおりとする。

（１）普通乗車券　　第１種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第２種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

（２）定期乗車券　　第１種知的障害者及び１２才未満の第２種知的障害者が介講者と共に乗車する場合に発売する。

（３）回数乗車券　　第１種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売

２　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第２項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第５条　知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。

（割引率）
第６条　知的障害者及び介護者に対する割引率は、５割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券等の購入申込み）
第７条　知的障害者が割引乗車券等を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券等の申込みをしなければならない。

（介護者の同行）
第８条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券の旅客運賃の払戻し）
第９条　第３条第２項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払戻しは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

（療育手帳の携帯）
第１０条　知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

（その他の取扱方）
第１１条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

（乗車券の発行方等）
第１２条　知的障害者が療育手帳を呈示し、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、次の各号に定めるところにより発行するものとする。

（１）第１種知的障害者又は第２種知的障害者が単独で乗車する場合は、一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示を行う。



（直径１ｃｍ）

（２）第１種知的障害者が介護者と共に乗車する場合及び１２才未満の第２種知的障害者が介護者と共に定期乗車券により乗車する場合は、一般の例により処理するほか乗車券面に次の表示をする。

知的障害者に対する乗車券　

（直径１ｃｍ）　育　５㎜

介護者に対する乗車券　

（直径１ｃｍ）　護　５㎜

（注）知的障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をすること。

（３）当社線に限って乗車する大人の知的障害者ならびに介護者は、自動券売機により小児用普通乗車券を購入した場合は、療・育・護の表示を省略することができる。この場合、改札案内通路で入出場の際に障害者手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は、同時に入出場しなければならない。

附　則

この基準は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附　則

この基準は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、2022 年 2 月 25 日から施行する。

附　則

この基準は、2026 年 10 月 1 日から施行する。